令和５年度広島市中小企業融資制度

借 換 融 資（特例）

広島市では、厳しい経済環境下において、経営改善計画を策定し、経営の改善に取り組む市内中小企業等の皆様を対象に、既往借入金の一本化及び借り換えのための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図り、経営改善等を促進することを目的とした「借換融資（特例）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご　利　用 いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれにも該当するもの ア　経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるものであって、次の要件を満たすもの （ア）正常返済先（既往保証付き借入金について、返済条件の緩和を行うことなく当初の約定どおりの返済履行を確実に行っているもの） ａ　税金、社会保険料について滞納がないこと。 （イ）返済緩和実施先 原則として、前号のａに加えて次のすべての要件を満たすものとする。ただし、次のａ及びｂの要件に該当しない場合であっても、取り上げ理由が明確であり、かつ客観的に改善が見込まれるとして保証協会が特に認めた時はこの限りではない。 ａ　直近決算書における年商以上の借入金がないこと。（役員借入、割引手形を除き、決算期以降に借り入れた信用保証付借入金残高を加算する。） ｂ　直近決算書において、経常利益及び税引後当期利益を計上している（個人事業者にあっては青色申告控除前及び控除後のそれぞれの所得額）、又は経常利益及び減価償却費の合計額が０を上回っていること。 ｃ　申込時点における既往保証付き借入金残高の合計額に対して、１２０か月以内に完済の見込める相当額以上の分割返済を直近３か月以上にわたり確実に履行しており、かつ本件を含めた借入金総額の返済が可能であると判断できること。 ｄ　申込金融機関以外の信用保証付き借入金についても、正常化する見通しが立っていること。また、保証付き借入金を除くプロパー融資分についても、支援の継続が見込まれること。 イ　融資申込時において、保証協会の信用保証付きの借入金残高があるもの ウ　本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの
資　金　使　途	保証協会の信用保証付借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金
融 資 限 度 額	８，０００万円以内（うち返済資金以外の運転資金は２，０００万円）。 ただし、融資対象ア（イ）返済緩和実施先の場合は、借換元残高の１０５％以内とする。
融　資　期　間	１０年以内

融　資　利　率	年２．１％以下
信　用　保　証	全て保証協会の信用保証付とする。 ※信用保証はすべて責任共有制度の対象保証とし、他の保証制度との併用はできないものとする。
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 １　「借換融資（特例）承認申請書」２部 ２　資金繰表 ３　経営改善計画書（参考様式と同等の項目が網羅されたもの）又はその写し ４　法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 　　組合：定款 ５　最近の１期分の決算書又は確定申告書の写し ６　許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ７　その他取扱金融機関又は広島県信用保証協会にそれぞれが定める書類 ８　「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。